

「MOX燃料工場に関する県民説明会六ヶ所会場」議事録

日 時 平成17年2月22日(火)

14:30~17:10

場 所 文化交流プラザスワニー「大会議室」

【司会】

皆様から頂いたご質問に対して、このあとご回答させて頂きたいと思います。

まず、日本原燃に燃料関係のご質問が2つ類似のものがございますので、まとめて回答頂ければと思います。1つ目はウラン濃縮工場で発生した劣化ウランはMOX燃料に使用しないのかどうか。それから類似の質問で再転換工場から原料ウランを受け入れるとすれば、このMOX工場と並行して再転換工場を作る必要があるのではないかと。その計画も進行しているのかどうかということをお教えください、とのご質問でございます。

【日本原燃株】

ご回答を申し上げる前に、一言御礼を申し上げたいと存じます。

本日はお忙しい中、たくさんの皆様にお運びを頂きまして心から厚く御礼を申し上げます。また、日頃私どものサイクル事業に対しまして格別のご理解とご支援を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼を申し上げます。お陰様で再処理工場の方は、昨年暮れからウラン試験に入りまして一步一步前進し、本格操業に向けて歩を進めているわけではありますが、この再処理工場から抽出されますウランとプルトニウムを使いまして、新しい燃料に加工して各原子力発電所にまた戻してやるといいますか、供給をして、またエネルギー源としてこれを活用するわけでもあります。この燃料をMOXと称するわけでもあります。このMOX燃料を作る工場を私どものサイトの中に立地させて頂きたくお願いをしているものであります。このMOX燃料工場の建設、運転に当たりましては、もとより品質保証体制、今、第三者の監査を受けながら一つ一つ更に充実させながら進めております品質保証体制の元で安全を第一に進めることを、当然のことではありますがお約束を申し上げたいと存じます。また、MOX工場の建設等に進めてまいりますプロセスにおいては一つ一つこれを公表させて頂いて、皆様方に状況をお知らせしてまいりたいと思います。私ども安全第一に事業を進めてまいりたいと思います。どうぞこれからも引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、御礼のご挨拶と致します。ありがとうございました。

それではお答えを申し上げたいと思います。

【日本原燃株】

お答え致します。私どものMOX燃料工場では、再処理から取り出されますウランとプルトニウムが1対1に混ざったMOX粉末とウラン粉末を混ぜ合わせてMOX燃料を作ります。この混ぜ合わせるためのウラン粉末でございますけれども、これにつきましては、私どもの濃縮工場から出てまいります劣化ウラン、これは燃えないウラン238が大部分含まれているものでございますけれども、この劣化ウランを二酸化ウランに再転換致しまして使うことを考えてございます。この二酸化ウランに再転換する方法でございますけれども、私どもはこの再転換工場といえますのは既に国内で民間事業者として十分な加工能力を持っておられますので、私どもは民間加工業者にお任せし、UF₆というかたちからUO₂という酸化物に転

換をして、私どもの工場に運び入れることを考えてございます。そういうことで、今、私どもが六ヶ所地区にこの再転換工場を作るという計画はございません。

【司会】

只今の回答につきまして何か再度質問等あればお受けしたいと思いますけれども、ご質問のある方は挙手を頂ければマイクをお持ちします。よろしいですか。

【会場から】

再転換工場ですけれども、今、どこにあってどのような能力を持って運転しているのでしょうか。

【司会】

お答え願います。

【日本原燃株】

お答え致します。現在再転換ができる工場は、茨城県東海村にございます三菱原子燃料という会社でございます。

【会場から】

その運転能力は？

【日本原燃株】

十分あると承知しております。

【会場から】

数字で答えて頂けると分かりやすいです。

【日本原燃株】

私どもが年間必要とするUO₂は、100トン程度でございます。この程度の能力は十分あると承知しております。

【司会】

よろしいですか。それでは次の質問に移らせて頂きます。ご質問とご意見がありますけれども、まず先にご質問をお願い致します。

同じ燃料の関係ですけれども、加工能力として130トン-HMと、148トン-MOXという数値がありますが、MOX中にはウラン、プルトニウム以外にも含まれるものがあるのですか。あるとすれば安全上問題はないのでしょうか。もう1つご質問ですけれども、プルトニウムとウランの割合が原料MOX粉末の段階では1対1ということですが、1対1以外の割合では問題があるのでしょうかという2つの燃料に関するご質問でございます。日本原燃からお答えします。

【日本原燃株】

お答え致します。チェック・検討会の報告書の3ページに私どもの施設の最大加工能力として130トン・HM/年と148トン・MOX/年という2つの数字が出ております。トン・HMと申しますのはトン・ヘビーメタルという意味でございまして、これはその下の脚注にありますようにウランとプルトニウムの重金属の量を表しております。トン・MOXと申しますのは、このウランとプルトニウムは酸化物の形態になっておりますので、その酸素の分を加えたものはトン・MOXとっております。ということでこのヘビーメタル、要するにウランとプルトニウムの金属分プラス酸素分を加えたものが148トンでございます。このトン・MOXと、トン・HMの換算式に関しましてはチェック・検討会の報告書の11ページにございます。11ページ表2の脚注の星印の4番目にHMとトン・MOXの換算がございまして、トン・MOXに0.88を掛けたものがトン・HMでございまして、MOXの中に含まれているのは不純物ではなくて酸素分でございます。それから再処理では、1対1で回収されるけれども、これ以外が何か問題があるのでしょうかというご質問でございます。当社再処理工場でウランとプルトニウムが1対1で混じった形で取り出されます。これは日本の独特な方法でございます。少し経過を申し上げますと、昭和52年になると思いますが、茨城県東海村にあります核燃料サイクル開発機構の再処理工場を稼働させる時にアメリカからクレームがつかしました。それは、当時はヨーロッパ等と同じようにプルトニウムについてはPuO₂という単体の形で取り出すことを、当時の東海再処理工場は考えておりましたけれども、アメリカからクレームがつかしまして単体で取り出すことはならぬと。理由は先程、チェック・検討会の先生からありましたように単体では原爆の材料にすぐなる危険性があるのでそれ以外の方法でやれよということがありました。これは日米再処理交渉と申します。この時に日本はアメリカと交渉してプルトニウムを単体ではなくウランと混ぜて取り出すことによって、この核兵器に転用する危険性を少なくする技術選択をし、そのための技術開発をその当時やってきました。それがこの1対1でウランとプルトニウムを一緒に混ぜて取り出すという技術でございまして、これも核燃料サイクル開発機構で開発された技術でございます。1対1の形でその当時、日米の間で合意されています。当社の再処理工場は最終的にウランとプルトニウムをサイクル機構が開発してきた方法で取り出す形を選択致しまして、そういう施設としました。我が社が取り出すプルトニウムについてはウランと1対1で混ぜた形で取り出すということです。そこは技術的に問題というわけではございません。その当時の国際的な約束事と言う理由で1対1で取り出すことになってございます。

【司会】

今の回答、補足等のご質問、あるいはご意見等があれば挙手して頂ければマイクをお持ちしますけれども、よろしいですか。併せてご意見も出ておりますのでご紹介致します。

現在のエネルギー事情を見れば、エネルギーを如何に確保していくかはもう検討の段階ではなく、実施の段階でなければ間に合わない時代に入っていると思います。日本で原子力利用が検討され始めて半世紀、原子力が絶対とは言いませんが、半世紀に及ぶ原子力の知見を生かし、エネルギーが足りないという騒ぐ前に着実に準備を進めていくことが大切だと思います、というご意見が寄せられています。次に日本原燃に質問がございます。保守・点検時以外でグローブボックスの作業をすることはないのであるかどうか、というご質問でございます。

【日本原燃株】

お答え致します。先程もチェック・検討会の方からご説明ございました、グローブボックスの中に入っております製造するための機械、これの保守、メンテナンスのためにグローブボックス作業をすることで申し上げました。これ以外でグローブ作業をするグローブボックスに手を入れてする作業があるかということでございますけれども、ございます。それは先程からございます、いわゆる試験分析という作業がございまして、これは少量のペレットなり、粉末の化学分析をしたり、あるいはプルトニウムがどのくらい入っているかどうかというものを分析・確定するためにする作業であります。これにつきましては、少量のプルトニウムを扱うことで特に被曝の問題も少ないですので、これは手作業で実施致します。その他、廃棄物を扱う作業等につきましても、これは手作業でやる場合がございます。ということで保守・メンテナンス以外にそういう作業でグローブ作業をすることはございます。

【司会】

今のご質問に対する回答についてよろしいでしょうか。それでは次の質問に移らせて頂きます。

地震の関係でございます。スマトラ沖地震で津波が発生し、多くの被害が出ましたがMOX燃料工場は問題ないのかどうかというご質問でございます。これも日本原燃からお答え願います。

【日本原燃株】

お答え致します。私どもは、こういう水害と申しますか、そういうものに対しても大丈夫かどうかということの検討をしてございます。私どもが設置しますMOX燃料工場の敷地周辺で過去に起こった津波等についても調査をしてございまして、この地域で過去起こった津波で最大のものは、1933年の津波でございました。その時の津波の高さは約3メートルから4.5メートルであったと報告されてございます。私どもの施設は海拔約55メートルでございます。それから海岸から5キロ程入っておりますので、こういうふうな津波による影響はないものと考えてございます。

【司会】

地震と津波の関係で今、お答え致しましたけれども、これについて何かご意見、あるいはご質問ございませんか。

それでは次の質問に移ります。

チェック検討会では品質保証については、特に人が重要と言っているが原燃の品質保証システムの改善は効果が上がってきているのかどうか。硝酸漏えいの件を見るとそのようには見えない。国・県・原燃はどのように効果を確認しているのか、というご質問でございます。日本原燃の方からお答え願います。

【日本原燃株】

お答えします。ご質問でございますが、当社ではプール水漏えい問題等の反映を踏まえまして平成16年5月より改善した品質保証システムを構築致しまして、国による品質保証を取り込んだ保安規定の認可を受け、これに続く保安検査、当社での内部監査、また第三者による定期的な外部監査というチェックを

受けながら運用しているところでございます。この品質保証システムは、書類を作ったからでき上がったというのではなくて、常にP D C Aと言いますか、カタカナのアルファベットを使ってしまいましたけれども、PがP L A Nです、計画でございます。DがD Oで実行です。CがC H E C Kでこれは分析・評価、AはA C T、これは改善活動を示しております。結局、計画を立ててその通りにやって、どうであったかをしっかり分析・評価して必要なことは改善に結びつけて、その次のプランに続けるという連続したサイクルを回しながら常時、改善活動を続けていくことが品質保証活動の本質であると言われております。そういうこともございまして、今回の仮設備の問題も、P D C Aを取り込みまして品質保証システムの改善を行うこととしております。

【司会】

保安院から。

【原子力安全・保安院】

プール水の漏えいを踏まえまして、品質保証体制については、平成15年6月に当方から日本原燃に指示をしているところでございます。その後、一連の動きがあったわけでございますが、16年2月には更に日本原燃の体制について追加的な要請をするとか、そういうことをしてきてございます。その結果、16年3月末に至りまして当方としましては期待できる品質保証体制が整備されてきたという評価をし、それについては報告書に対する評価という形で公表させて頂いております。日本原燃だけの問題ではなく、ご案内の通り東電の問題等がある、法的にも平成15年10月に法制度改正をなされまして、事業者に対して運転段階の品質保証体制を構築することを法的に義務づけたところでございます。そのようなことで品質保証体制については保安規定に明記され、それが認可され、保安検査、要するに法定の保安検査でそれを確認することをできる形になっているわけでございます。既に日本原燃に対しても数回これを実施しているところでございまして、日本原燃からも説明がございましたが、品質保証体制というのは計画・実施・評価・改善という過程を繰り返すことが重要だと考えてございます。継続的に法に基づいて我々指導してまいりたいと思っております。現状に止まることなく、より良く改善されていくことを期待するところでございます。また、ご案内の通りプール水の漏えいについてご議論頂くために六ヶ所再処理施設総点検検討会を設けてございます。ここでも品質保証については随時議論して頂いておりますし、我々は保安検査の過程であったことについては既にご報告しておりますし、今後いろんな事を改善の是非について議論する必要があるれば、こちらの検討会でも議論していきたいと考えているところでございます。

【青森県】

県からお答え致します。県では先程の話でも出てまいりました使用済燃料受入れ・貯蔵施設、プール水漏えい問題、これに関連しまして昨年の4月28日、日本原燃株式会社に対しまして品質保証体制の確立に係る改善策の実行を担保するという観点から常設の第三者外部監査機関の設置などを求め、当時の社長から順守するという言明を頂いたところでございます。この第三者外部監査機関の設置につきましては、昨年の6月10日、ロイド・レジスター・ジャパンと契約を締結した、ということで、これまでに2回、監査を受けていると聞いております。その結果につきましては、国、それから県・村に報告をするのとともに、日本原燃のホームページにも公表しているという状況でございます。それから、国とも関連しまして、

品質保証活動につきましては国における保安検査の状況、あるいは活動、あるいはこれらを踏まえた六ヶ所再処理施設の総点検に関する検討会におけるチェックの動きなどにも注視してまいりたいと考えております。

【司会】

それぞれの立場から回答させて頂きましたけれども、今の関係で再度質問したい、あるいは意見などありますでしょうか。よろしいですか。それでは次の質問に移らせて頂きます。

原燃は基本的なミスを繰り返しており、信頼に足る技術を持っていないと考えます。今回の高レベル建屋の問題にしてもウラン試験の開始に合わせた日付の談合もあったのではないかと考えられます。何重ものチェックをくぐり抜けても、まだこのようなミスを見逃したことに保安院はどのように責任を取るのでしょうかというご質問でございます。お願いします。

【原子力安全・保安院】

引き続きまして、私の方からご説明させて頂きます。まず申し上げたいことでございますが、ご質問の件に関しましては、この場をお借りしまして、いわゆるウラン試験を強行するために情報隠しをしたと、そのようなことは断じて無かったということを強く申し上げる次第でございます。理由としましては、第一に、当院と致しましては、本件を公表した当初から申し上げている通り、再処理施設の三施設は現在進められている第1グループ及び第2グループのウラン試験の対象とはなっておりません。ウラン試験は使用前検査で必要な性能の確認を行い、保安規程を認可した施設のみその実施が許されるものでございますが、当該三施設は使用前検査を終えたものではなくて、保安規定の認可を行ったものではございません。これらの施設でウラン試験を行うことは法的にも許されることがないことですので、その点は申し上げられると思っております。

それから第二でございますが、今回、我々クロスチェックを原子力安全基盤機構、略してJNESと呼んでいますが、安全基盤機構でやったわけでございますが、圧力損失解析に差違があるとの疑義についての連絡を受けてから再評価を指示するまで検討期間についてのことでございますが、元々、日本原燃と原子力安全基盤機構とは使用している解析コードが異なります。異なるが故にクロスチェックになるわけでございますが、解析コードが異なっております。従って、解析コードが、いわゆるその足し算、引き算の検算の結果のようにピッタリと一致するものではない性格のものでございまして、私どもとしてはこの差違についてJNES側、日本原子力安全基盤機構側、それから日本原燃にも紹介するような形で裏付け作業を行ってどうも日本原燃の解析に問題がありそうだと心証を得て1月14日に日本原燃に再評価指示をするに至ったのが事実でございます。14日にはそういうことで我々は指示簿を公表しておりまして、これは我々の公儀の透明性を確保するためと我々認識しております。県にも誤解を招かないように結果的には当方の審議官の井田がまいりまして、知事にご説明させて頂いたところでございます。

一連の事は、その間、随分問い合わせを受けておりますが、その誤った情報を発信しないためにも裏付け作業をしていることがどうも我々が辻褄合わせをしていたんじゃないかとか、情報隠しをしていたんだとか、そういう形で受け取られている部分がありますので、そこについては以上のような形で申し上げておきたいと思っております。他方、要するに今回誤った形の申請に基づいて我々認可をしてしまったことについては、先週来こういう形でご説明会でも申し上げている通り、我々のその規制に対する信頼を損なった

ものであると痛感しております、今後信頼の回復に努めてまいりたいと思っております。以上、私からご説明させて頂きました。

【司会】

今のご質問については、はい。マイクをお願い致します。

【会場から】

この12月24日からウラン試験が始まったということですが、その前の12月17日の段階で既にこの冷却設備のミスが分かっていたと報道されていますけれども、これについてはどうなのでしょう。

【司会】

はい、保安院からお願いします。

【原子力安全・保安院】

今、全体的な流れについて引き続きご説明させて頂きましたので、更に続きを入れてご説明をさせていただきます。繰り返しになる点、お許しください。そもそも、ガラス固化体貯蔵建屋B棟でございますが、これについての設計及び工事方法の認可申請が日本原燃から当方へありましたのは10月29日でございます。この設計及び工事方法の認可申請を受けまして、当方もどういう形で審査をするかを判断しまして11月16日、これも報道されている日にちの1つでございますが、これは当院から原子力安全基盤機構、JNESでクロスチェックを行うようにした日付でございます。その後はJNESでクロスチェックの作業を進めておりまして、12月17日に口頭で担当官にどうも数字が合わないというような報告があったと聞いております。ご案内の通り、ウラン試験は先程24日とおっしゃいましたが、私の記憶では21日ではなかったかと思っています。21日、ウラン試験は別途開始されてございますが、元の話に戻りますとJNESの、17日に口頭の連絡を受けて数字が違いそうだという話があったので、これにつきましてはJNES側と当方担当官で先程申し上げましたように、JNESがちゃんと作業をやれているかどうかの確認などをしていて、12月22日に、これは試験の翌日になりますが日本原燃にも当方から口頭で担当官からJNES、要するに日本原子力安全基盤機構からそういう話があるけれども、そちらの状況はどうかというようなことを照会をかけて来ます。その後、日本原燃の動きとしては1月5日に不適合管理票を発行したということがあったと聞いています。いずれにしろその後、年末年始を挟んで1月に入りまして、口頭説明を随時要請して、先程申し上げたように1月14日に我々ある判断をして日本原燃に対して指示をしたところでございます。一連の動きはそういうことでございまして、ウラン試験とは我々、本件については関係ないと先程ご説明した通りであって、クロスチェックの結果、ということなのかという検証しつつ、ある確証を得るまでにこれだけの日数がかかったということが、事実関係でございます。

【会場から】

ウラン試験とは関係ないと言われますけれども、16・17日と2日間のウラン試験停止を命じられましたね。これはどういう意味でウラン試験を停止させたんでしょう。

【司会】

日本原燃からお答えをお願いします。

【日本原燃株】

お答え申し上げます。ウラン試験に入ったのは21日であります。22日にお話しの通り、どうも数字がおかしい、違うんじゃないかというご指導を頂戴しまして、私ども、即、動き始めてメーカーとも連絡を取って、メーカーからもチェック、調査を始めたいという申し入れがありました。これは24日であります。14日に、ご指示、文書を頂戴致しました。私はその文書を頂戴致しまして、国から指示文書を頂くことは大きいこと、重いこととあります。まずは私の立場と申しますと変であります。経営として一番大事なことは県民の皆様にご迷惑をかけることはないだろうと、この確認が一番大事なところとあります。私は即、これの関連の施設が今のウラン試験をやっている施設とどのような関係にあるのかを確認致しました。これは今、そのガラス固化体の貯蔵建屋はウラン試験の対象とは切り離されておりまして、別の対象といいますが、結ばれていない設備であります。ということからウラン試験の続行とは関係ない施設であることを確認致しました。また、ウラン試験の設備につきましても非常に大事な閉じ込め、火災・爆発等の施設機能について十分これも確認を致しました。その確認をするために安全の確認をするために私の方から申し上げました。15・16日の2日間、作業を一時的に中止してその確認をしたいと申し上げました。これは14日午後5時に知事の所に伺って、そのことを申し上げたのであります。そして、15・16日の2日間の作業を経て17日に結果報告を致しました。今の通りの内容の結果報告を致しまして18日からウラン試験再開を致したのであります。そして、その間もう一度、全ての解析コードの解釈の誤り等々あるかないかを全ての施設を当たりまして28日にその結果を報告して、そのようなことは無いということをご報告申し上げたのが28日であります。以上が経過であります。

【司会】

よろしいですか。

【会場から】

すみません、もう一度。今の説明を聞いてもなんとなくまだ納得がいけないんですけども、それでは保安院の方で2日間停止を命じたのではなくて、原燃の方で自主的に2日間点検をしたということなんです。

【司会】

回答をお願いします。

【日本原燃株】

その通りであります。

【会場から】

基本的な計算ミスというように見えるんですけども、このように基本的なミスを繰り返しながら何故事業が進められなければいけないのかなという部分に、私はいつも疑問に思っています。保安院の方で本当にチェックをしているのであればこういうミスは全く始めに見つけれられるはずですね。それが事業が進みながら何故このような初歩的なミスが次々に明るみに出てくるのかという、そういうことが非常に疑問です。ですから、本当に危険な放射性物質を扱う再処理工場、そしてそれに関連したMOX燃料加工工場もですけども、このように基本的にミスを犯しながら進めていくとしたら本当に重大な事故を起こすのではないかと思います。直ちにこのような再処理工場、危険なものを扱う工場は、停止するべきではないかと思います。以上です。

【司会】

今のご意見だと思いますけれども、社長から何か発言があれば、お答えになってください。

【日本原燃株】

ガラス固化体の貯蔵建屋というのは、一つ今、動いているものがございまして。これは返還ガラス固化体になりまして平成7年から動いています。これはきちんと動いております。温度関係についてもきちんと動いております。このガラス固化体の貯蔵建屋を設計し、建設した専門メーカーに今、懸案の4つの設備についての設計・施工を平成8年にお願いをしました。平成8年に2つ、平成13年にもう2つが設計に取り掛かった。その時に最初に申し上げた今、動いている建屋をベースにした設計を変更致しました。それは多分ご案内かと思いますが、貯蔵建屋の構造は大きな箱があると思いますが、ここに自然の空気を取り入れてきて下から風を通して、そして自然の空気で冷やしてまた向こうの煙突から出ていくというような感じと思って頂ければよろしいかと思います。この空気を取り入れて来る所に遮蔽板という放射線が外に出ないように止める、遮蔽板を設けると風の流が少し淀んでくるわけですが、淀まないようにしながら遮蔽板を作るとというのが1つの技術になるわけでありまして。ところが、煙突が高いところに行くと、横になってしまうと施工性が悪いもんですから、下に設置を致します。その時に風の流が減ってしまう。そういう現象が出る。設計変更がその部分の適用したコードの解釈が間違っている関係であります。そういう感じで来ております。今、私少し申し上げたいのは、実は、設計変更のことがその専門メーカーが出てきたものを私どもが実は信頼してしまったんです。間違いないだろうと。その最初に作ったのと同じ設計で来ていますから、ここが1つの私どもの甘かった点ではあります。そういうことも振り返ってみるのでもありますが、昨年の今申し上げた品質保証体制、プール水の時にこれは設計通り施工されているかということもチェックされましたけれども、設計もきちんとやっているかどうか、設計変更が間違っているかというものの確認のプロセスも仕組みもその時に作りました。今、そのプロセスが私ども業務の仕事の中での仕組みとして今機能しているわけでありまして。従って、平成8年、もう1つの平成13年ですか、この段階での品質保証のチェック機能がまだ生きてなかったというのが実態であります。今後設計変更については、今申し上げたような仕組みできちんと確認をしていくことができると考えております。

【青森県 蝦名副知事】

今、ウラン試験が何故続行されているのかとのことだと思いますが、県としては1月14日に保安院及び日本原燃から報告がございました。そして1月17日に日本原燃の社長からいわゆるウラン試験の継続

に支障がないことについての報告を受けたわけでございます。この件に関しましては知事が直接、保安院の院長に確認をし、ウラン試験に影響はないことを再確認した上でこのウラン試験継続は了とするとなりました。但し、その1月28日に再評価した結果について、社長から知事に報告がありましたが、その時にその再評価の結果、設計ミスが判明したということでございましたので、県として極めて遺憾であるという知事のコメントを公表するとともに国に対して今回の審査について厳正な、あるいは厳格な検査を行うよう中川経済産業大臣に知事から厳しく要請をし、中川大臣からは謝罪と、今後厳正な審査を行うことを表明されたわけでございます。私どもは1月28日にこれを受けまして今回の再評価の設計ミスに関しましては完全に是正され、その安全なものにならない限りウラン試験の最終試験である総合確認試験に入るべきではないこと。それからウラン試験の後に来ますアクティブ試験の安全協定の手続きには入らないことを知事が宣言しているわけでございます。そういうことを県として確認し、あるいは国に厳しく求め、事業者にも厳しく求め、それをきちんと確認した上で今後いろいろなことについて判断をしていくことを決めたわけでありますので、その辺をご理解願えればありがたいと思います。

【司会】

今の関係は後でまたご意見があれば、再度発言をお願いすることとして、次の質問に移らせて頂きたいと思います。

次の質問でございます。これは県に対してでございます。先日、県主催の防災訓練に参加しましたが、その際、感じた点について意見として書きますということで、戸鎖地区の避難場所において県の係員が放射線等のモニタリングを行っていたが、装置の操作方法を熟知していない様子であった。日本原燃をチェックしていかなければならない立場の県がこんな状態で良いのかどうかというご意見ではございますけれども、回答があればお答えをお願いします。

【青森県】

県では平成15年4月に原子力安全対策関係職員を増員してございます。その増員の理由は現地、六ヶ所に例の原子力センターを設置する、原子力センターそのものは安全監視体制の機能強化を図るということで原子力センターを設置してございます。それとともに、人の方でございますけれども、原子力工学と理工系の大学、あるいは大学院を卒業した者を採用するとともに原子力安全対策に関わる職員に対しまして専門研修を受講させるなど専門的な知識・技術の習得並びに向上を図って来てございます。只今のご意見で避難場所ということですので、おそらく緊急時医療の保健所職員に関わる話ではないかと思われま。いずれにしてもそうであれば、監督に只今のご意見をお伝えしたいと考えてございます。

【司会】

それでは次の質問に移らせて頂きます。

東海村工場、これはMOX工場だと思いますけれども、東海村の工場は長期間休業しています。六ヶ所の工場も同様になるのではないのでしょうか。使うあてのない燃料を確保することができないことが実証されていますというご質問とご意見がございましたけれども、これに対するご回答を日本原燃からお願い致します。

【日本原燃株】

先程、チェック・検討会の先生から東海村のMOX燃料加工の研究開発と言いましょうか、状況についての映写がございましたが、既に30年以上の全く輝かしいと言っている成果・実績を上げておられるわけございまして、元々はそこは事業をする事業所ではございません。国の技術研究・開発の先端を担っている所、そういう意味での役割はこれまで十二分に果たして来て頂いたと思っております。私どものMOX燃料工場でございますけれども、昨年の原子力長期計画の策定会議、あるいは一昨年の国のエネルギー基本計画、こういった場で、原子力の重要性あるいはサイクルを含めた原子力利用の、国としての政策的位置づけは非常に明確になっているところでありまして、サイクル事業の一角を担う私どもが計画しておりますMOX燃料工場については、しっかりと進めていかなばならないという私どもとしての使命感を強く持っておるところでございます。

作っても稼動しないんじゃないかという点につきましては、度々私どもも申し上げ、かつまた、電気事業連合会としてもご説明させて頂いているところでございますけれども、2010年までに16基ないし18基のプルサーマルを導入する計画を9つ、実際には10の会社でございます。10の電力会社で強い確認を一昨年されたところでございます。私ども、その計画が進めば私どもの工場の操業には何ら問題ないと認識しているところでございます。

【司会】

今のご意見について再度確認、あるいはご質問等ございますか、よろしいですか。

【会場から】

何度もすみません。2010年までに何基と言われてはいますけれども、実際にどこの原発でいつからというのは決まっていますか。

【司会】

これは電気事業連合会からお答えをお願いします。

【電気事業連合会】

今の追加質問も含めまして先程、副社長からお話しがございましたけれども、我々電気事業連合会は一昨年12月に、お話しがありましたように、2010年度までに16～18基のプラントでプルサーマルを導入していこうと決意表明させて頂きました。その後の動きをご紹介したいと思います。今のお話でどこのプラントで何年何月からという形にはまだなっておりませんが、地元の対応も含めていくつかの会社で進捗しているという状況をご報告したいと思います。

まず1つは、電源開発株式会社、これは同じ青森県の大間発電所についてでございますけれども、昨年、2004年の3月18日に原子炉設置許可申請を行いました。この申請の中では2010年度のMOX燃料装荷を目指して準備を進めていると聞いております。九州電力になりましては2004年4月28日ですが、玄海3号機でプルサーマルを行うことを決定しまして公表しております。同じく5月28日には原子炉の設置変更許可申請を行うとともに、地元との安全協定に基づきまして佐賀県及び玄海町に事前了解願いを出している状況に至っております。更に、この九州電力につきましては、先日の2月10日になり

まずけれども、原子力安全・保安院の一時審査は終了したことから、原子力安全委員会及び原子力委員会に対して原子炉設置変更許可申請の二次審査について諮問しているという段階に入っております。また、四国電力ですが、同じく2004年5月10日、これは伊方3号機でプルサーマル計画の具体的な計画がまとまったことで、地元であります愛媛県並びに伊方町に、安全協定に基づく事前了解願いを提出しております。11月1日には愛媛県並びに伊方町から原子炉設置変更許可申請を行うことのできることは得られたという状況に至りまして、同日、国に対して同申請を行っております。その他、関西電力、東京電力でもプルサーマルについては先行してはいたのですが、ご承知のように関西電力につきましては昨年8月に美浜3号機で不幸なトラブルを起こしてしまったことがありまして、現在、事故の原因究明、再発防止対策を最優先に取り組んでいると聞いております。東京電力におきましても自主点検の不正問題に関わりまして地元の信頼回復を第一という形で地元の協力を得られるような理解活動を展開していると聞いております。

【司会】

それでは次の質問に移らせて頂きます。また再処理は原燃の技術が不安定であり、操業できるかどうか確立しておりません。それなのに何故、MOX工場は必要なのでしょうか。もう一つございます、仮にMOX工場ができたとしても、そこで作られた燃料はどこで使うのか。また、使った燃料をどこでどのようにして保管するのか説明してくださいというご質問でございます。日本原燃からお願いします。

【日本原燃株】

まず再処理に関する技術の問題かと理解致しますが、世界的に見ますとイギリス・フランスにおいてこれまで30年以上の実績、あるいは国内におきましても核燃料サイクル技術開発機構、JNCの再処理工場の運転実績などを踏まえて私どもの再処理工場の計画がなされているわけございまして、私ども最新・最良の技術を導入した商業用の再処理工場であると自負しているところでございます。特にこの中でも私どもの再処理工場の中心部分の技術をフランスのコジェマ社のラ・アークにある再処理工場、UP3工場をモデルにして私どもの工場は作られておるわけございましてけれども、このUP3のこれまでの実績は極めて優秀なものでございます。それからMOX工場について、これまた技術かと思いますが、これはまさしく本日の説明会の冒頭、チェック・検討会の大桃主査並びに小山委員からご説明のあった通りでございます。私どもとして説明できる時間がございましたら致しますけれども、これは重複すると思いますので割愛させて頂きたいと思っております。

【司会】

電事連からお願いします。

【電気事業連合会】

今、ご検討頂いておりますMOX工場から出て来る、作られるMOX燃料についてどこで、どう使われるかということにつきましては先程ご説明した通りでございまして、2010年度までに16～18基のプラントでプルサーマルを導入するという事で、私どもの電気事業者は地元をはじめとする皆様の信頼の回復を第一義として、ご理解を得られるようにより一層努力して一日も早いプルサーマル計画の実現に向けて六ヶ所の再処理工場をはじめとするMOX燃料加工工場、原子燃料サイクル事業、着実な進捗に向け

で全社一丸となって不退職の決意で取り組むことを決意表明しているところでございます。

それと2つ目の質問として、使用済燃料のMOX燃料、使用済MOX燃料はどうするのかというご質問があったかと思いますが、使用済MOX燃料の再処理についてはこれを再処理することを可能とする再処理工場、第2再処理工場になるかと思いますが、これにつきましては、今、現行の原子力開発・利用に関わる長期計画、これは原子力委員会が作っておりますけれども、この長期計画において2010年頃から検討を開始されることが適切であるとうたわれております。更にこの原子力長期計画につきましては、現在、昨年から新しい長期計画の策定に向けて原子力委員会で会議が開催されておりますけれども、その会議の中で、これは昨年の11月12日になりますけれども核燃料サイクル政策についての中間取りまとめが出されました。これによりますと「中間貯蔵された使用済燃料の処理の方策は、2010年頃から検討を開始する。」とされております。更に「その処理に必要な施設の建設・操業が六ヶ所再処理工場の操業終了に十分間に合う時期までに結論を得ることとする。」との記載がございまして、更に時間を限られた形で原子力長期計画でも次の処理について検討しなさいと中間報告がなされています。従いまして、我々電気事業者としましては、使用済MOX燃料については当面の間、適切に、発電所のプールで貯蔵管理していくということを考えております。

【司会】

また類似の質問もありますので、これも併せて回答をお願いしたいと思います。原子燃料サイクル事業のサイクルによって需要と供給のバランスが崩れた場合、MOX燃料体のストックはどこで行う予定なのか、また、サイクルはどこでストップをかけるのか教えてもらいたい。例えば、原子力発電所でMOX燃料が消化できない場合とか、過剰供給になることも考慮すべきではないか。その場合の燃料集合体のストックはどこで行うのかとのご質問でございます。まず、日本原燃からお答えをお願いします。

【日本原燃株】

お答え致します。私どもMOX燃料の製造につきましては、電力会社から注文を頂きまして、燃料を作り、それでそれぞれ注文頂いた原子力発電所に出荷する仕事をやるわけでございます。万が一、出荷が何らかの理由でできない事態が想定されるかもしれません。そのような場合には、私どもは燃料集合体の貯蔵庫を持っておりまして、約1年分の貯蔵庫がございますので、そこで一時的にストックし出荷をすることになるかと思っております。

【司会】

電気事業連合会からお願いします。

【電気事業連合会】

プルトニウムの需要と供給についてバランスが崩れた場合をご質問されておりますけれども、今、我々が考えておりますプルトニウムがどういう形でバランスを取ろうとしているのかについて簡単にご説明させて頂きたいと思っております。まず供給の面として、六ヶ所再処理工場から回収されるプルトニウムですが、このプルトニウムの中で核分裂しやすい、燃えやすいプルトニウム、先程からお話がございましたけれどもプルトニウム239というものでございますが、その量でこれからお話しをさせていただきます。六ヶ所

再処理工場からはこれが800トンの再処理を始めますと毎年約5トン弱の核分裂性プルトニウムが抽出されてきます。これを我々需要面という形でプルサーマルが16～18基導入された段階では、この需要は年間約5～8トン、先程の核分裂性プルトニウムの需要でございませけれども年間5～8トン必要というような評価をしております。従いまして本格的にプルサーマルが行われる段階では需要が供給を上回ることになりまして、国民や地元の皆様のご了解を得て、ご理解を得ながら可能な限り、速やかに再処理工場を稼働させて長期的には一定の期間でプルトニウムを利用していくことが可能だと考えております。従いまして、MOX工場と再処理工場、これは安定して操業していけることを確信しております。

【司会】

只今の回答の関係で何か再度ご質問があればお願い致します。

【会場から】

度々すみません。先程、電事連のお答えで第2再処理工場をとということが出てまいりましたけれども、今の六ヶ所の再処理工場だけでは国内から出る使用済燃料を全部再処理することはできないと聞いていますが、それは間違いありませんね。

【司会】

はい、それでは電気事業連合会からお願いします。

【電気事業連合会】

現在、議論されております原子力開発利用計画、長期利用計画の議論の中では、今、六ヶ所で作っております再処理の稼働年限を40年間とした場合、発電所から出てくる使用済燃料の約32,000トン进行处理することになります。全部で66,000トン程度が出て来ますので、それを越える34,000トンは再処理できないものが出て来ることになります。それについては中間貯蔵の形で原子力長期計画の中では整理されると理解しております。

【会場から】

今のその第2再処理工場は、これはMOX燃料工場の使用済燃料を再処理する再処理工場ということですか。

【司会】

資源エネルギー庁からお願いします。

【資源エネルギー庁】

現在の原子力の利用は、原子力の研究開発及び利用に関する長期計画というものが原子力委員会で決められております。これに則って原子力の利用が進められていますが、ここに将来の計画も書いてありまして第2再処理工場について次のように記述されています。第2再処理工場、正確には六ヶ所再処理工場に続く再処理工場は、ということになりまして、ウラン使用済燃料の再処理を行うだけでなく、高燃焼

度燃料や軽水炉使用済MOX燃料の再処理を行える施設とすることが適当と考えられる。また、今後の技術開発の進捗を踏まえて高速増殖炉の使用済燃料の再処理も可能にすることも考えられるという記述になっておりまして使用済MOXだけではなく、現在のウラン燃料の高燃焼度化された使用済燃料や将来的には高速増殖炉、こういったものを今後の技術開発、あるいは現在、建設試験が進められています六ヶ所再処理工場の運転状況、こういったものを総合的に踏まえて検討していくことにしております。

【会場から】

今の第2再処理工場は、MOX工場から出た使用済燃料も再処理できるということですが、今の段階で今作られている再処理工場、初めの予算の約3倍くらいにコストが上がっていますね。それ以上のものをまた、電力会社が引き受けて作ることになってしまいますと、本当に経済的に引き合うのかなという心配もあります。今、燃料電池とか、クリーンエネルギーの方が技術が非常に上がって来ておりまして、あと5年とか10年しますと燃料が、電気が本当に自由化されるのではないかとされています。そういう中で30年、40年の将来に向けて今、MOX工場、それから第2再処理工場、今の再処理工場もそうですけれども、それだけのお金を掛けてまで本当に民間企業として続けていけるのかなと思います。このような非常に危なっかしい見通しの中で、こういう危険な原料を扱うものを続けるべきではないと私は思っておりますが、是非、もう一度検討して頂けないかと思っております。

【司会】

今のご意見として承ってよろしいですか。サイクルに対するコスト問題が必ずしも競争力があるのかどうかというご懸念とお伺いしますけれども、はい、資源エネルギー庁でお願いします。

【資源エネルギー庁】

今、ご意見頂きましたが、非常にコストがかかるとご指摘がございました。確かに再処理工場の建設、あるいはその後の稼働、あるいは更にその後の廃止措置まで含めましてもかなりの費用がかかります。資源エネルギー庁にこういったものを審議する総合エネルギー調査会という審議会がございまして、その小委員会で将来、原子力発電に伴って再処理や廃棄物、そういったバックエンド部分についてのコストがどのくらいかかるのかを検討してまいりました。これにつきましては、昨年、検討会の報告がまとまりまして、そこである一定の仮定をおきまして計算を致しております。その場合、再処理工場で再処理をし、MOX燃料として利用した場合、確かにコストとしては高くなりますが、エネルギー価格、他の石油火力、あるいは石炭火力、天然ガスなどに比べましてもとても高いというわけではないと、キロワット・アワー当たりでいきますと0.何円から1.数円低度差で収まっていますので、再処理を行うこと自体が高コストにはならないと理解してございます。

【司会】

それでは次の質問に移らせて頂きます。

先週、硝酸漏れがあったとの報道があったが、その後、どうなったのかということでございます。これは日本原燃からお願い致します。

【日本原燃株】

ご説明致します。只今、ご指摘ございましたように先週16日に発生しました当社再処理工場の前処理建屋内での硝酸性溶液の漏えいについてご説明致します。本件につきましては、原因並びに対策を取りまとめまして本日12時に青森県及び六ヶ所村にご報告し、先程14時に報道機関へ発表させて頂きました。その内容について、簡単ではございますがご説明させて頂きます。

まず原因でございますが、今回の事象はウラン試験を行うために一時的に設置した設備において配管を途中で切断する改造をした際にその末端を塞ぐための部品の一部が扱う酸に対して十分でない材質、具体的に炭素鋼でございました。であったため、腐食し漏えいに至ったものです。原因について一言で申し上げれば一時的に設置した設備を改造した際の検査が徹底されていなかったことによるものでございます。

対応でございますが、今後、当社と致しましては、一時的な設備を改造した場合についてもその検査についてルールを明確化し、確実に検査を行うことと致します。尚、ウラン試験中の全ての建屋にある一時的な設備、全てについて漏えい防止の観点から点検し、同様の問題がないことを確認しております。若干、私から説明を加えさせて頂きますと、まずこの事象でございますが、これは昨年公表させて頂きました190のトラブル事例集に類似記載があるトラブルでございまして、言い換えれば、発生が予想される、予測されるトラブルであったということでもあります。実際にこのように発生しました原因を解明し、現在の品質保証システムに反映すべき点を抽出してシステムの向上を図ったわけでございます。従いまして、同じ原因によるトラブルの再発はまず避けられるものと考えておりますが、先行している再処理工場の経験ないし実績を考えますと、硝酸あるいは硝酸性溶液のしみだとか、あるいは漏えいが他の原因などで発生することはやはり有り得るものと考えておくべきだろうと思います。その時は、先程来お話にございますように品質保証の本質としての継続的向上を図る意味でPDCAを回して更なる充実改善に活用していくことを考えておりますので、よろしくご理解頂きたいと思っております。いわゆる本格操業前にできるだけ不具合事象を抽出するというのもウラン試験の1つの目的でございます。そういう面でも決して硝酸の漏えいは再度ないということではないかも知れませんが、是非その辺をご理解賜ればと思っております。

【司会】

只今の説明でご理解頂けましたでしょうか。それではあと2つほどご意見が寄せられておりますのでご紹介致します。

まず、1つ目でございます。プール水漏えい問題の後、品質保証体制、品質保証と何回も説明があり、また村でも毎戸に説明の内容を配布し、安全・安心、信頼が確立されたのかと思った矢先、ガラス固化体貯蔵建屋の一部設計ミスが報じられました。では、あの品質保証の意味は何だったのか。とても不信感を持ちます。このようなことが起こればMOX燃料工場建設も不安を煽ります。私たちは日本原燃が村に誘致された時から共存共栄を強く願い応援をしてきました。また、協力も惜しみません。是非、今一度手綱を引き締め品質保証の改善、情報公開の徹底に取り組んでほしいと思っております、というご意見でございます。それからもう一つでございます。日本のエネルギー事情を考えれば使用済燃料の再処理は当然で、かつ出て来るプルトニウムはプルスーマル利用をして然るべきである。そこで日本原燃は県民の健康・安全を第一義に考えてプールの水漏れ、ガラス固化体施設の設計ミスがあるものの、常に反省を踏まえ情報公開に努め、一步一步原子燃料サイクル施設を進めて頂きたいとのご意見がございました。

今まで頂いたご質問、ご意見については、それぞれ回答させて頂きました。あと、もう少し時間がござ

いますので、今までご質問等を提出できなかった方、あるいはご意見を言いたい方があれば、挙手頂ければマイクをお持ちしたいと思います。ご意見・ご質問ございますでしょうか。この場ですぐと言われても困る部分もあるかと思っておりますけれども。では県から。

【青森県】

先程の硝酸漏れに関係して県から一言補足させていただきます。内容、それから今後の対応ということについては、先程原燃の方から申し述べた通りでございます。今回の硝酸性溶液の漏えい事象でございますけれども、先程の原燃の話にもありました通り、先に公表されておりますトラブル事例に類似した事例がございまして、想定した事象の範囲内と考えております。ただ、再発防止など早急な改善を求めたところでございます。いずれにしましても、県としましては県民の安全と安心を確保するとの立場にございます。安全確保を第一に取り組んで来ているところでございます。安全確保を第一義に慎重かつ総合的に対処してまいりたいと考えてございます。

【司会】

何かご質問ございますでしょうか。また、帰りにでもこの場で発言しづらいことがあれば入り口に受付に用紙を置いておきますので、その用紙に住所・名前を記入して頂ければ、後日、回答を郵送させていただきますと考えてございます。その点はいつでもご質問・ご意見は事業者なり、あるいは県にお寄せ頂ければできるだけ速やかに回答させていただきますのでよろしくお願い致します。それでは終わりに当たりまして、副知事よりご挨拶申し上げます。

【会場から】

今日の説明会の中で私は、質問用紙は提出しませんでしたけれども、実はこの説明書の中の18ページに飛来物とありますが、この件でお尋ねします。この中にパイロットが飛行中に危険を感じた場合はこのパイロットの判断でこの施設に衝突しないように避けるというような意味で説明がなされておりますが、実際上、もし、この飛行機がエンジンのトラブルそれ等によって機能マヒしてしまった場合、パイロットには操作はできないと私は判断するわけです。そういう事態が生じた場合は、必ずしも事故が起きない、あり得ないということは絶対あり得ないわけです。よって、もし事故がこの飛行機がこのMOX燃料の屋根に墜落したとしたら屋根がこの説明書では耐えられることになってはおりますが、本当に耐えられるかどうか、これを一つお尋ねします。

【司会】

飛来物対策について、これは日本原燃からご回答お願いします。

【日本原燃株】

この飛行機の衝突に関しましては、また他に実験例なるものがないことから、実際にアメリカのサンディアという研究所におきまして、飛行機を壁に当てることでその衝撃力を詳細に調査した上で我々の設計に反映しているところでございます。ご理解頂ければと思います。

【司会】

もし、操縦不能になって落ちた場合でも大丈夫なのかという点について、もう少し詳しくご説明頂けませんかでしょうか。

【日本原燃株】

お答えします。私ども三沢の訓練空域に隣接しておりますので、そこで飛行訓練をしております戦闘機でございますけれども、米軍のF16だとか、自衛隊のF2等が墜落をすることを想定して、それでも施設が十分なようにと施設の壁なり、天井なりというものの壁厚を十分なものにして飛行機が落ちて大丈夫なように考えています。特に、壁に垂直に当たるとか、あるいは屋根に垂直に落ちるとそういう事態を想定しても壁が持つようにと検討して、当然、再処理工場でもそのようなことで対応してございます。今、私どもはこの壁厚としましては1メートルを超えるものを、1.2メートルを超えるくらいになるのではと想定しておりますけれども、そのようなことで飛行機が万一事故を起こしても大丈夫なように対策を取ることにしてございます。

【会場から】

説明を賜りましたが、アメリカの貿易センターがテロの爆発事故が生じて建物が殆ど壊滅しているということがある。その当時、原燃のお偉い様方がどなたか私は確認しなかったけれども、再処理工場の屋根に墜落した場合は、屋根は耐えられないという記者団に対して、インタビューに答えておりますが、大変な問題と私は受け止めております。そのような事故はあってはならないけれどもあった場合はどうなるのか。私たち六ヶ所村民は確実に被曝を受けると大変な問題、私たち六ヶ所村民の命は、何ものにも替え難い何よりも大事な六ヶ所の宝と私は確認しております。そのような事態が生じないように望む次第でございます。

次にもう1つお尋ねします。この23ページです。輸送体系について、核燃施設の上空を規制して飛ばないようにしているから問題点がないと言うことですが、F16戦闘機等のパイロットが未熟な故に熟練しようとして、そのように練習を重ねておるものと私は解釈しております。そのパイロットの1秒のミスで操作が遅れた場合マッハという猛スピードで飛んでいる飛行機が現実には100回練習している中では6回か7回はオーバーラインをしていると言う状況があるなかでの懸念である。役場の上空までも来ていると、私は現実にはこれを調べてチェックをしているのですから、私は絶対に嘘をつきません。そのようなパイロットが操縦する飛行機が、輸送船、輸送車にもパイロットの操作ミス、機器の故障によって輸送船等に自発的に衝突する事故が生じた場合、即ち、その際、キャスク容器が耐えられるのか、耐えられないのか。私はそれを心配しています。もう1つ、輸送船の入出港時にF16戦闘機等が海に向かって降下して模擬弾を投下して左旋回しているわけです。それが丁度、輸送船が行くのと飛行機が左旋回しているのかちあうわけです。非常に危険が極まっているわけでございます。そのような危険が極まる中で、もし自発的にその輸送する船等に事故が生じたら大変です。私が先程述べたように、六ヶ所の人死滅はしないかもしれないけれど、被曝をする可能性が確実にあると思いますので、この問題等を軽視すれば大変です。私から厳重にこのようなことのないように、私は指摘しておりますので、皆さん、何分よろしくお願い申し上げます。

【司会】

只今の関係でテロ対策、アメリカのテロの関係もございました。それから飛行を回避すべき場所に実際には飛んでくる例があるようなお話を今頂いたんですけれども、これに対して何かお答えなり、コメントなりはございますか。保安院からお願いします。

【原子力安全・保安院】

今、頂いたことで直接的に私が答えられる部分は限られていると思いますが、再処理施設については、既に許認可の段階で先程、サンディアでの実験の話なんかもありましたけれども防護設計がなされていることを確認しております。ただ、いわゆる9・11の話からするとジャンボ機とここで飛んでいる訓練機と重量がかなり違いますので、たぶん事実関係はよく分かりませんが、防護設計は基本的にここで飛んでいる訓練機を想定した重量で大丈夫だという防護設計なので、万が一本当にテロでいわゆる旅客機の重量のものを持ってきて当たればそれは十分な設計とは申し上げられないと考えます。テロの問題をどう考えるかということなんですが、テロを前提としてテロに至る前に我々テロ対策は重要だと思っております。原子炉等規制法にいわゆる防護基準強化のための仕組みを盛り込むべく努力をしているところでございます。先週末に閣議決定致しまして、これから国会でご審議頂きますので、いわゆる防護措置の強化については法的にもしていこうと考えてございます。それを越えて我々が考えているところは、平時の防護措置でございますので、それを越えると有事法制の世界で対応せざるを得ないこととなりますので、多分、今、ご質問頂いた内容はその辺を含めてのことだと思っております。一番最後の所は有事法制の中で対応致しますということをお願いいたします。

【司会】

今のご意見等も踏まえまして、参考にさせて頂きたいと思っております。それでは終わりに当たりまして、副知事よりご挨拶申し上げます。

【青森県 蝦名副知事】

大変長時間に亙りましてご説明を申し上げ、また、様々なご意見を賜りました。一つ、硝酸漏れの時の私どもが知った時間についてその確認したいと思っておりますが、2月16日17時15分に日本原燃で確認し、私ども県庁に第一報があったのは17時24分でございます。従前から日本原燃再処理工場、原子力施設の中でいろんな事象が起きた時に直ちに連絡せよと口を酸っぱくして言って来たわけでございます。しかしながら、その1時間、2時間、3時間後に報告が来ることがたまたまあったわけですが、最近、保安院が厳しく指導致しました。とにかく事象が起きたら直ちに国・県・村に連絡せよと。そしてその事象の変化の元に次々と報告をするようにと指示してまいりましたが、今回は非常に早くまいりました。そういうことで日本原燃もこの通報体制については大分整ってきたなと考えております。県としてもまず、県民の安心・安全を第一に考えなければならない。その意味で通報の速度は、使命を決しかねないところもあるわけございまして、私どもがこういうふうに情報の連絡体制をきちんとしていくことが非常に大事だと思っております。実は私はこの日、確か17時27、8分頃に原子力安全対策課から秘書課に報告があり、秘書課長から私に報告があったところでございます。私どもも日夜そういう意味で県民の安

心・安全を守るためにそういう情報体制をしっかり整い、それに対する対応についても機敏に行い、県民の安全を守って行きたいと考えております。六ヶ所村は原子力施設があるがゆえに、大変いろいろご議論頂き、あるいはご理解頂き進めているわけでありましてけれども、今後ともいろんな機会にご説明申し上げていきたいと思っております。皆様ご存知の通り、関西電力の美浜原子力発電所の事故につきましても、県議会全員協議会、あるいは市町村長会議、そして原子力政策懇話会に関西電力の社長自ら出席して頂いて、そのいろんな質問をさせて頂きました。これは青森県だけでございます。青森県はそういう意味で情報公開、あるいはいろいろな意味で県民に理解を求めて理解して頂くためにあらゆる方法をとっていきたいと考えております。今日頂きましたご意見、一つ一つ大変貴重なものでございます。これにつきましては、知事に詳しく報告申し上げ、今回の立地判断の参考にさせて頂きます。本当に今日はありがとうございました。

【司会】

長時間ありがとうございました。これをもちましてMOX燃料加工施設に関する説明会を終わらせて頂きます。どうもありがとうございました。